

船舶区画規定等の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）（第一条関係）	1
○ 船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）（第二条関係）	3
○ 満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）（第三条関係）	5

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編（略）</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 ビルジ排水装置（第七十七条―第一百条）</p> <p>第十章 損傷制御図及び復原性計算機等（第一条・第一百二条）</p> <p>第三編～第六編（略）</p> <p>附則</p> <p>第九十一条から第一百条まで 削除</p> <p>第十章 損傷制御図及び復原性計算機等 （損傷制御図）</p> <p>第一百条（略）</p> <p>（復原性計算機等）</p> <p>第一百二条 第三十九条の二に規定する旅客船には、当該旅客船に損傷が発生した場合において、損傷時の復原性に関する事項を計算するため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。</p> <p>一 復原性計算機（損傷時の復原性に関する事項を計算することができる計算機であつて、管海官庁が適当と認めるものをいう。）を備えること。</p> <p>二 陸上において行われる損傷時の復原性に関する事項の計算の結果を速やかに利用することができる状態にしておくこと。</p>	<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編（略）</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 ビルジ排水装置（第七十七条―第一百条）</p> <p>第十章 損傷制御図（第一百二条）</p> <p>第三編～第六編（略）</p> <p>附則</p> <p>第九十一条から第一百条まで 削除</p> <p>第十章 損傷制御図 （損傷制御図）</p> <p>第一百二条（略）</p> <p>（新設）</p>

(損傷制御図に関する規定の準用)
第二百二条の二十二 第百一条の規定は、貨物船の損傷制御図について準用する。

(損傷制御図に関する規定の準用)
第二百二条の二十二 第二編第十章の規定は、貨物船の損傷制御図について準用する。

改 正 案	現 行
<p>（固定式鎮火性ガス消火装置等の積付方法） 第四十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第四十三条及び前四条の規定により固定式高膨脹泡消火装置を備え付ける場合には、次の各号に掲げる当該装置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 インサイドエア方式（泡発生機が泡を放出する場所の内部に設置され、当該場所から空気を取り入れ、泡を放出する方式をいう。）次に掲げる要件</p> <p>イ 泡発生機は、泡を有効に放出するように、かつ、泡を放出する場所における火災又は爆発の影響によりその機能に支障を生ずることのないように配置すること。</p> <p>ロ 泡発生機及び泡を放出する場所に設置される管は、当該場所に設けられた機器等の保守を妨げないように配置すること。</p> <p>ハ 動力源、泡原液の供給装置及び制御装置は、容易に近づくことができ、かつ、泡を放出する場所における火災によつて遮断されるおそれのない当該場所の外部に配置すること。</p> <p>ニ 船員が通常近づくことができる泡を放出する場所には、あらかじめ泡の放出を知らせる可視可聴警報装置を取り付けること。</p> <p>三 アウトサイドエア方式（泡発生機が泡を放出する場所の外部に設置され、当該場所の外部から空気を取り入れ、泡の供給ダクトにより泡を放出する方式をいう。）次に掲げる要件</p> <p>イ 泡の供給ダクトは、泡を有効に放出するように、かつ、泡を放出する場所における火災又は爆発の影響によりその機能に支障を生ずることのないに配置すること。</p>	<p>（固定式鎮火性ガス消火装置等の積付方法） 第四十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第四十三条及び前四条の規定により固定式高膨脹泡消火装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 泡を放出する場所における火災によつて影響を受けないように、泡の供給ダクトについて措置を講じること。</p> <p>二 泡発生機、動力源、泡原液及び制御装置は、容易に近づくことができ、かつ、泡を放出する場所における火災によつて遮断されるおそれのない位置にできる限りまとめて配置すること。</p>

ロ 泡を放出する場所に設置される管は、当該場所に設けられた機器等の保守を妨げないように配置すること。

ハ 前号ハ及びニに掲げる要件

三 前二号に掲げる方式以外の方式 管海官庁が適当と認めるものであること。

改 正 案

現 行

別表第一（第二十九条関係）

別表第一（第二十九条関係）

帯域又は区域の名称	海 面	季節期間
1〜4（略）	（略）	（略）
5 南部季節 冬期帯域	アメリカ大陸の東岸のトレス・プンタス岬から南緯三十四度西経五十度の点までの航程線、そこから東経十六度までの南緯三十四度の緯度線、そこから南緯三十六度東経二十度の点までの航程線、そこから南緯三十四度東経三十度の点までの航程線、そこから南緯三十八度の点までの航程線、そこから南緯三十五度三十分東経百十八度の点までの航程線、そこからタスマニアの北西岸のグリム岬までの航程線、そこからブラニー島の最南端までのタスマニアの北岸及び東岸、そこからスチュアート島ブラック・ロック・ポイントまでの航程線、そこから南緯四十七度東経百七十度の点までの航程線、そこから南緯三十三度西経百七十度の点までの航程線、そこから西経七十九度までの	（略）

帯域又は区域の名称	海 面	季節期間
1〜4（略）	（略）	（略）
5 南部季節 冬期帯域	アメリカ大陸の東岸のトレス・プンタス岬から南緯三十四度西経五十度の点までの航程線、そこから東経十七度までの南緯三十四度の緯度線、そこから南緯三十五度十分東経二十度の点までの航程線、そこから南緯三十四度東経二十八度の点までの航程線、そこから南緯三十五度三十分東経百十八度の点までの航程線、そこからタスマニアの北西岸のグリム岬までの航程線、そこからブラニー島の最南端までのタスマニアの北岸及び東岸、そこからスチュアート島ブラック・ロック・ポイントまでの航程線、そこから南緯四十七度東経百七十度の点までの航程線、そこから南緯三十三度西経百七十度の点までの航程線、そこから西経七十九度	（略）

南緯三十三度の航程線、そこから南緯四十一度西経七十五度の点までの航程線、そこから南緯四十一度四十七分西経七十三度五十三分にあるチロエ島のプンタ・コロナ灯台までの航程線、そこから南緯四十三度二十分西経七十四度二十分の点までのチロエ島の北岸、東岸及び南岸、そこから南緯四十五度四十五分までの西経七十四度二十分の子午線並びにそこからアメリカ大陸の西岸までの南緯四十五度四十五分の緯度線を北方限界とする海面

までの南緯三十三度の航程線、そこから南緯四十一度西経七十五度の点までの航程線、そこから南緯四十一度四十七分西経七十三度五十三分にあるチロエ島のプンタ・コロナ灯台までの航程線、そこから南緯四十三度二十分西経七十四度二十分の点までのチロエ島の北岸、東岸及び南岸、そこから南緯四十五度四十五分までの西経七十四度二十分の子午線並びにそこからアメリカ大陸の西岸までの南緯四十五度四十五分の緯度線を北方限界とする海面